

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2021年7月6日時点

～2021年7月5日

2021年7月6日～

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(IoT)  
第1章～第3章 (略)

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(IoT)  
第1章～第3章 (略)

別紙 IoT Connect提供条件等

別紙 IoT Connect提供条件等

1 (略)

1 (略)

2 各メニュー等の提供条件等

2 各メニュー等の提供条件等

(1) IoT Connect Mobile Type S

(1) IoT Connect Mobile Type S

A 提供条件

A 提供条件

(A) 用語の定義

(A) (略)

用語	用語の意味
SIMカード	当社が、契約者に貸与し、端末に挿入されて使用される場合において、当社又は当社以外のネットワークへのアクセス及び本メニューの使用が許可される加入者識別モジュール
プロファイル	選択されたSIMカードの識別、認証及び通信を可能にする情報
プロファイル提供事業者	IoT Connect Mobile Type Sの利用に係るプロファイルを提供する事業者

(B) 利用の制限

(B) (略)

a IoT Connect Mobile Type Sを利用して行う通信は、共通編第18条（利用の制限）に定めるほか、次の場合には、ネットワークへの接続不可又は通信速度の低下が発生することがあります。

(a) 通信が著しくふくそうしたとき。

(b) 車両等の走行中の車内、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでの通信であるとき。

(c) 通信のトラフィック量が当社所定の基準を超過する場合であって、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2021年7月6日時点

～2021年7月5日

2021年7月6日～

- b 当社は、日本国内で遵守すべき条約、法令等により禁止又は処罰の対象とならうコンテンツ等に関して、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体から提供されるアドレスリストに基づき、契約者からの閲覧要求に対して当該閲覧を制限することがあります。
- c 当社は、本条の規定による措置を実施する場合において、IoT Connect Mobile Type Sの完全性及び可用性を保証するものではありません。本条の規定による当社が行う検知及び通信の遮断、情報の提供等により、契約者の通信の利用に不利益が生ずる場合があることについて、契約者はあらかじめ同意するものとします。
- d 契約者は、IoT Connect Mobile Type Sの利用に係る端末を、以下に定める規則等及び当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に掲載する技術基準に適合するよう維持していただきます。
  - (a) 端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）
  - (b) 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）
  - (c) 当社が別に定める端末設備等の接続の技術的条件

(C) プロファイルに係るもの

プロファイル種別	内 容
TSLプロファイル	Transatel社が提供するプロファイル
CSLプロファイル	NTT Com Asia社が提供するプロファイル
NTTComプロファイル	当社が提供するプロファイル

備考

- 1 (略)
- 2 当社は、次の事項をプロファイル切替有プランに適用します
  - (1)～(5) (略)
  - (6) 契約者が発注したSIMカードについて、プロファイルがSIMカードに割り当てられた日の翌月を1料金月目として、12料金月目までに契約者がそのSIMカードに係るプロファイルの開通処理を行わなかった場合、13料金月目の初日に、当社は、そのSIMカードに係るプロファイルの開通処理を行います。この場合において、プロファイルステータスは未開通から利用中に変更されるものとし、契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。

(C) プロファイルに係るもの

プロファイル種別	内 容
TSLプロファイル	Transatelが提供するプロファイル
CSLプロファイル	NTT Com Asiaが提供するプロファイル
NTTComプロファイル	当社が提供するプロファイル

備考

- 1 (略)
- 2 当社は、次の事項をプロファイル切替有プランに適用します
  - (1)～(5) (略)
  - (6) 契約者が発注したSIMカードについて、プロファイルがSIMカードに割り当てられた日の翌月を1料金月目として、12料金月目までに契約者がそのSIMカードに係るプロファイルの開通処理を行わなかった場合、13料金月目の初日に、当社は、そのSIMカードに係るプロファイルをインターネット接続タイプの従量プランとして開通処理を行います。この場合において、プロファイルステータスは未開通から利用中に変更されるものとし、契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2021年7月6日時点

～2021年7月5日

2021年7月6日～

(7) (略)  
3～4 (略)

(D) (略)

(F) (略)

B (略)

(2) IoT Connect Gateway

A 提供条件

(A) 用語の定義

用語	用語の意味
SIMカード	(1) (IoT Connect Mobile Type S) のA (提供条件) の(A) (用語の定義) に規定するSIMカードと同義のもの

(7) (略)  
3～4 (略)

(D) (略)

(E) 接続タイプに係るもの

<u>区分</u>	<u>内容</u>
<u>インターネット接続タイプ</u>	<u>閉域接続タイプ以外のもの</u>
<u>閉域接続タイプ</u>	<u>当社のFlexible InterConnectへ接続可能なもの</u>

備考

- 1 当社は、閉域接続タイプについて、プロファイル切替無プランに限り提供します。
- 2 契約者は、閉域接続タイプを利用する場合、IoT Connect Mobile Type Sにおいてあらかじめ1のテナントにつき1の閉域接続利用（閉域接続タイプとFlexible InterConnectとの間を接続して通信可能とすることをいいます。以下同じとします）の申込みをしていただきます。
- 3 契約者は、閉域接続タイプを利用するプロファイル（プロファイルステータスが廃止のものを除きます。）がある場合、そのプロファイルのテナントに係る閉域接続利用を廃止することはできません。
- 4 契約者は、インターネット接続タイプ及び閉域接続タイプの相互の変更を請求することはできません。

(F) (略)

B (略)

(2) IoT Connect Gateway

A 提供条件

(A) 用語の定義

用語	用語の意味
SIMカード	(略)

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2021年7月6日時点

～2021年7月5日

2021年7月6日～

IoT回線	IoT Connect Mobile Type S (NTTComプロファイルであつて、固定IPアドレスを利用するものに限ります。) の1のSIMカードと無線基地局設備との間に設定される電気通信回線であつて、IoT Connect Gatewayを利用するために使用されるもの
利用ポリシー	IoT Connect Gateway利用上のプロトコル変換ルール又は接続先クラウド等を定めたもの
利用グループ	同一の利用ポリシーのIoT回線から構成されることとなるグループ

(B)～(G) (略)

B (略)

IoT回線	IoT Connect Mobile Type S (NTTComプロファイルであつて、 <a href="#">インターネット接続タイプのものであり</a> 、固定IPアドレスを利用するものに限ります。) の1のSIMカードと無線基地局設備との間に設定される電気通信回線であつて、IoT Connect Gatewayを利用するために使用されるもの
利用ポリシー	(略)
利用グループ	(略)

(B)～(G) (略)

B (略)